

第74回定時株主総会 招集ご通知

表紙イラスト:2025年3月11日「日本経済新聞」5段カラー広告

日 時

2025年6月27日 (金曜日)

開会 午前10時

場 所

神奈川県藤沢市桐原町8番地 当社藤沢事業場 R&D棟 4階 多目的ホール

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員でない取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の増額の件 |



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6282/>



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は2024年度から、長期ビジョン「OILES 2030 VISION」並びに中期経営計画2024-2026を推進しております。これまで築いてきた摩擦・摩耗・振動の技術を活かし新技術・新規事業の創出と基盤強化に取り組み、これからも「変革」と「進化」を続け企業価値向上に努めるとともに、社会課題の解決に励んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 坂入 良和



経営理念

オイルレスベアリングの総合メーカーとして
世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する

社是

われわれはオイルスの名のもとにあつまった。世界に通ずるOILESで、ともに成長しよう。

Onward	日々前進を	— 昨日よりも今日、今日よりも明日、と力強く前進しよう。
Idea	創意と工夫を	— 絶えず創意を生み、研究と努力を重ね、開拓者精神に生きよう。
Liberty and Law	自由と秩序を	— 人格を尊重し、個性と能力を生かしあって秩序正しい職場を築こう。
Expert	みんな専門家に	— 一人ひとり専門家に、会社は専門メーカーに徹しよう。
Service	社会に奉仕を	— つねに真心こめて仕事にあたり、社会に奉仕しよう。

連結業績ハイライト

売上高

67,604 百万円

前期比

△1.7%

営業利益

6,942 百万円

前期比

△4.8%

経常利益

7,381 百万円

前期比

△5.3%

親会社株主に帰属する 当期純利益

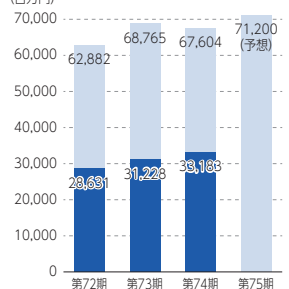
6,308 百万円

前期比

+15.2%

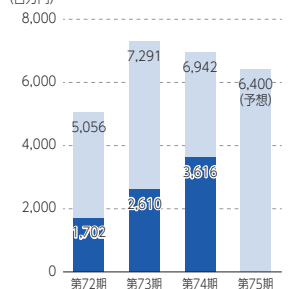
売上高

(百万円)



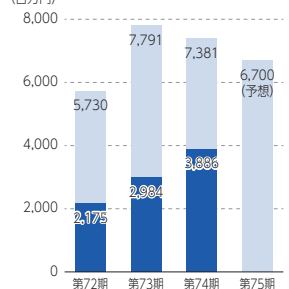
営業利益

(百万円)



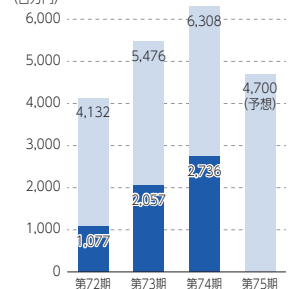
経常利益

(百万円)



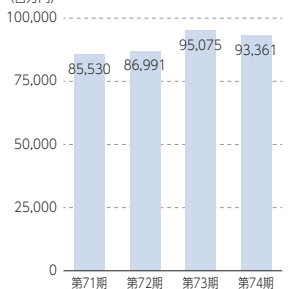
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



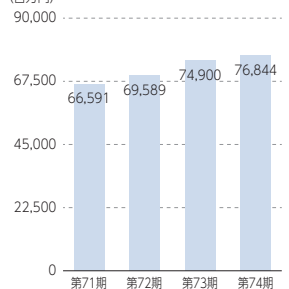
総資産

(百万円)



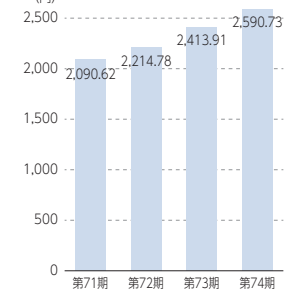
純資産

(百万円)



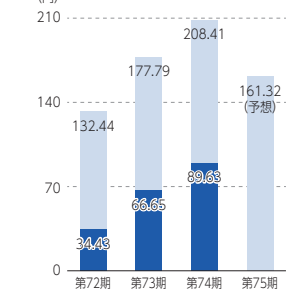
1株当たり純資産

(円)



1株当たり当期純利益

(円)



中期経営計画の取り組み状況

「変革」と「進化」への強い決意とともに 持続的な企業価値向上を目指します

■2030年度のありたい姿として新たな長期ビジョンOILES 2030 VISIONを策定

ありたい姿に向かう3年間として中期経営計画2024-2026を始動させ、「変革」と「進化」への強い決意とともに次世代への飛躍、事業成長へ向けた施策の実行とその成長を支える経営基盤の高度化に取り組んでおります。



オイルレスベアリングの総合メーカーとして
世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する

『サステナブルな社会の実現を、
摩擦・摩耗・振動の技術 **+**X で貢献する』
「新技術・新規事業創出」と「基盤強化」

OILES 2030 VISION 経営目標

- 営業利益率**15%**以上
- ROE**10%**以上

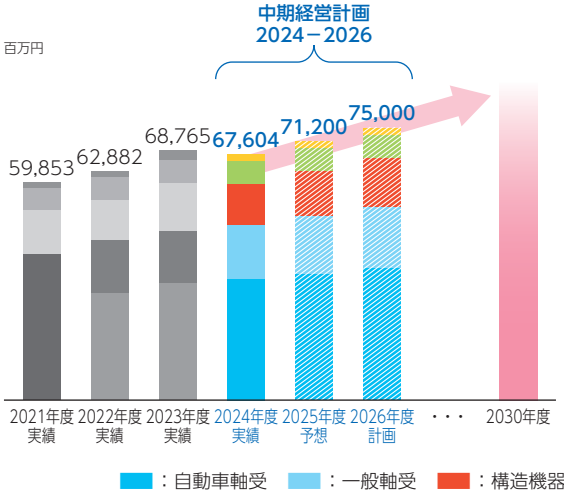
	2024年度に実施した主な施策	2025年度に予定する主な施策
 成長投資	【インド】第2工場 土地取得 【構造機器】足利事業場の大型試験機着手	【インド】第2工場 建屋着工 【構造機器】足利事業場の大型試験機完成
 生産性向上	【国内子会社】工場再編設計開始 【構造機器】足利事業場の新出荷棟準備工事 ・NP棟/R&D棟のオフィス改革（エンゲージメント向上）	【国内子会社】工場再編着工 【構造機器】足利事業場の新出荷棟完成 ・TC棟のオフィス改革（エンゲージメント向上）
 企業価値向上	・ガバナンス強化、執行役員への権限移譲等を 目的に監査等委員会設置会社へ移行 ・新聞への企業広告、CM動画の配信等	・ガバナンスの実効性向上に係る取り組み ・人財育成・組織強化に資する研修制度構築
 財務運営	・自己株式の取得約30億円実施 ・政策保有株式の縮減 ・配当予想75円→85円（10円増配）※予定	・設備投資や資本効率化を踏まえたB/S構築の推進 ・政策保有株式の縮減 ・配当85円※予定

2024年度における経営成績は、売上高676億円（中計比△0.1%）、営業利益69.4億円（中計比+21.8%）と概ね順調な中計初年度となりました。

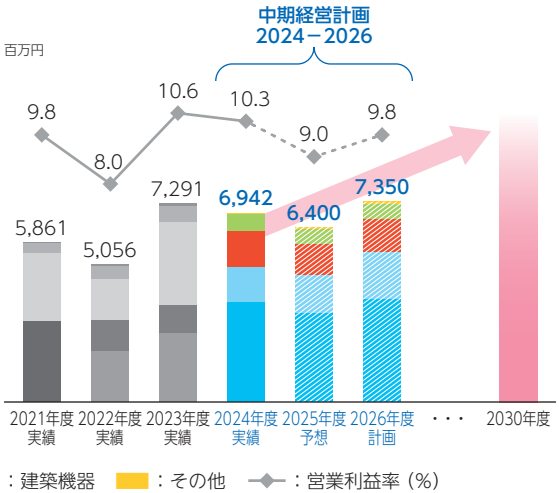
	2024年度		2025年度		2026年度
売上高	【中計】	677億円	【中計】	712億円	【中計】 750億円
	【実績】	676億円	【予想】	712億円	
営業利益	【中計】	57億円 (コア収益*91億円)	【中計】	63.5億円 (コア収益*103.5億円)	【中計】 73.5億円 (コア収益*118.5億円)
	【実績】	69.4億円 (コア収益*104.1億円)	【予想】	64.0億円 (コア収益*100億円)	
ROE	【実績】	8.4%	—		【中計】 8.0%以上

※コア収益＝営業利益＋減価償却費

売上高推移



営業利益推移





放映は、TVerにて2025年5月・9月・11月に予定しています。動画の中には、東海道新幹線沿いにある当社の滋賀工場も映っているほか、公式キャラクターの「オスビー」も登場しています。CM動画をご覧になられた際はぜひ探してみてください。



公式
キャラクター
オスビー

当社ウェブサイトでも動画をご覧いただけます
https://www.oiles.co.jp/corporate/Advertising_Library/



CM動画の制作 ～人と未来を技術でつないでいく篇～

昨年から、日本経済新聞への企業広告掲載など、認知拡大を目指したコーポレート・アイデンティティの醸成に力を入れています。その活動の一環として、さらに多くの方々にPRしていくため、この度、CM動画を制作いたしました。『心に残るストーリー×オイレス工業らしさ』をテーマに、当社の技術や製品が皆様の暮らしを人知れず支えていることを30秒の動画でお伝えしております。



収録スタジオ

— 制作担当者の声 —

さすがプロの声優さん、その場で私たちの想いを伝え、すぐに声で表現していただき、とても感動しました。

軸受機器

食品裁断機 MCシリーズ



採用箇所（一部）

梅干しが有する『酸』は金属に付着すると錆びを発生させてしまうことがあります。食品加工機械を製造しているお客様も同じ事象に悩んでいることを把握し、当社は耐薬品性に優れた樹脂軸受「グライترونF」を提案しました。グライترونFは食品衛生法のポジティブリストにも適合しているため、食品が触れる箇所にも安心してご使用

梅干しの『酸』による錆びを当社樹脂軸受で解決

いただけます。その結果、お客様にご評価いただき、製品採用に至りました。当社はこれからも独自製品の提供を通してお客様の困りごとを解決するために尽力いたします。

（株）タカハシの食品裁断機 MCシリーズ			
採用先	{ MCシリーズは、刃の種類を変えることでキャバツやビーフジャーキーなど様々な硬さの食材を裁断することができる機械です }		
採用箇所	切断の昇降部／食品を運ぶコンベアの駆動部	採用製品	グライترونF 
使用環境	食品に触れる酸の影響あり	製品特性	耐薬品性 ポジティブリスト適合

食品衛生法ポジティブリストについては
当社ウェブサイトにて解説しております

<https://www.oiles.co.jp/products/bearing/media/positive-list/>





構造機器

2025年1月17日、阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えました。この震災によって多くの建物が倒壊、落橋も相次ぐなど、様々な困難に見舞われましたが、同時に免震の効果も立証され、免震構造の普及が加速するきっかけとなりました。

翌18日『一記憶を未来へ、教訓を減災に一』をテーマに大阪で開催された企画展示では、当社が

阪神・淡路大震災から30年～当社のあゆみとパネル展示～

震災以前から免震・制震技術の開発にいち早く取り組んだ**パイオニア**として、普及・発展に貢献したこれまでの取り組みとさらなる技術の向上についてパネルを使って紹介しました。当社はこれからも技術や製品を通して人々の命・建物・インフラを守り、安心安全な社会の実現に貢献してまいります。



パネル制作者の建築営業部員

OILES

×

関西



橋梁

1996
阪神高速3号神戸線



2013
ポートアイランド線三宮付近



建築

1994
ウエストビル



2016
OSAKA WHEEL

建築機器



オイレス ECO株式会社

『淡路夢舞台 あわじグリーン館』リニューアル

『淡路夢舞台』は建築家の安藤忠雄氏により、自然と人間が共生する空間として生み出されました。約28ヘクタールの広大な敷地には、ホテル・国際会議場・野外劇場などがあり、その中でもひととき目を惹くのが大規模な植物園である『あわじグリーン館』です。2000年の竣工時からオイレスECOの「**ウィンドウオペレーター®**」が採用されており、点検や修繕のアフターフォローの末、全体改修を提案し、今回のリニューアルに繋げることができました。

— ウィンドウオペレーター®取替作業の様子 —



ワイヤーの交換



滑車の交換



ダンパーの交換



あわじグリーン館 外観写真

オイレスECOは今後も積極的な提案活動をしていくことで、建築物の長寿命化に貢献してまいります。

あわじグリーン館ウェブサイト
<https://awaji-botanicalgarden.com/>



証券コード 6282
(発送日) 2025年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月30日

株 主 各 位

神奈川県 藤沢市 桐原町 8 番 地

オイルス工業株式会社

代表取締役社長 坂 入 良 和

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第74回定時株主総会 招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトからアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.oiles.co.jp/ir/stock/general-meeting/>
(上記ウェブサイトからアクセスのうえ、「関連資料」から選択いただきご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6282/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトからアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「オイルス工業」又は「コード」に当社証券コード「6282」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄からご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて**電磁的方法（インターネット等）又は郵送**によって事前に議決権をご行使いただけますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、**2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで**にご行使くださいますようお願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

9頁から10頁までに記載の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所	神奈川県藤沢市桐原町8番地 当社藤沢事業場 R&D棟 4階 多目的ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の増額の件
4. 招集にあたっての決定事項	(1)書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。 ①事業報告 ・主要な事業内容 ・主要な営業所及び工場 ・責任限定契約の内容の概要 ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要等 ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要 ・会社の支配に関する基本方針 ②連結計算書類 ・連結株主資本等変動計算書 ・連結注記表 ③計算書類 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 なお、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。 (2)インターネット及び郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (3)議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (4)代理人が株主総会に出席される場合、当社定款第18条の規定に基づき、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

※当日、当社では軽装（フルビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会当日にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音はご遠慮ください。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、7頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

電磁的方法（インターネット等）で議決権を行使する方法



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分入力（送信）完了分まで

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

※インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認をおこなっておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合がございます。

郵送で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
なお、郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

**株主総会
開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時**

ご来場される株主様へのお願い

感染症の流行・災害等の不測の事態の発生により、8頁に記載の日時及び場所での株主総会の開催が困難となった場合には、当社ウェブサイト（<https://www.oiles.co.jp/ir/news/>）等にてお知らせいたします。また、その場合、株主総会当日までの状況変化と対応につきましても上記ウェブサイトに掲載いたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

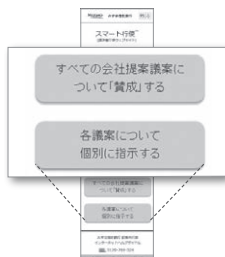
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにて読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

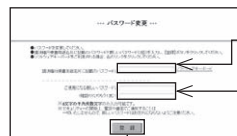
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

※パスワードを一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

※パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社からお尋ねすることはございません。

操作方法に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに事前にお申し込みいただくことで、当該プラットフォームのご利用が可能となります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

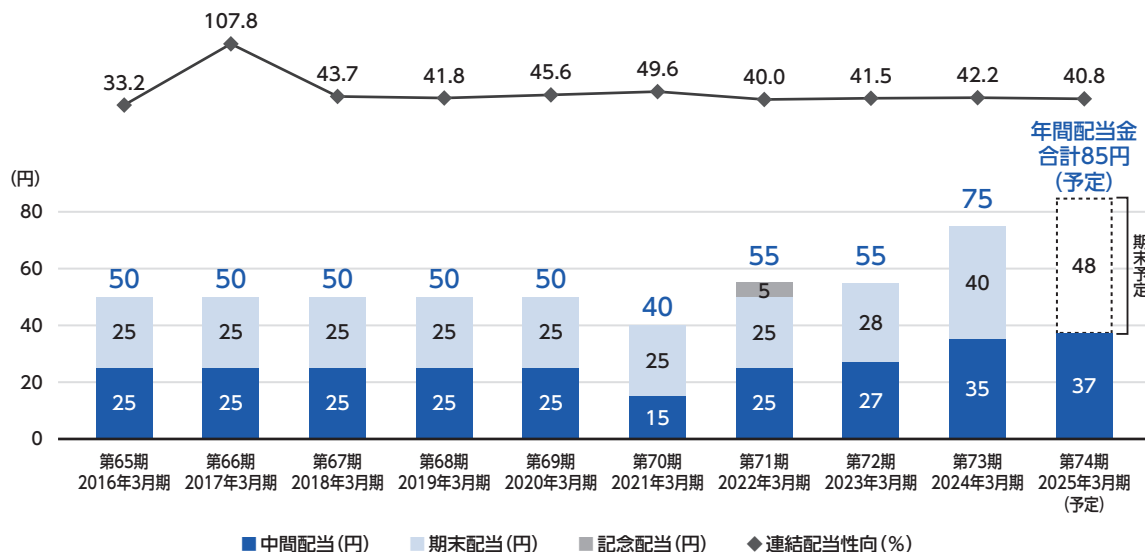
第74期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を基本方針としながら、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 48円 配当総額 1,416,088,368円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

なお、中間配当を含めた第74期の年間配当金は1株につき85円となります。

【ご参考】

配当金の推移



第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

現任の監査等委員でない取締役（6名）は、本株主総会終結の時をもって、任期が満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む監査等委員でない取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案の監査等委員でない取締役候補者が原案どおり承認可決されますと、取締役会は独立社外取締役が4名（うち1名は女性取締役）となり、独立社外取締役が全体の3分の1以上を占める構成となります。なお、監査等委員でない取締役候補者の選定にあたっては、各候補者に期待するスキル及び指名に関する方針並びに指名に関する手続きを踏まえて、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会の答申を経て取締役会で決定しております。監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであり、各候補者に関する事項は、13頁から19頁のとおりとなります。

監査等委員でない取締役候補者一覧 【 】内は業務分担を記載しています。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	現在の当社における地位及び担当	取 締 役 会 出席状況 ^{※1}	取 締 役 在任期間 ^{※2}
1	再任 い い だ ま さ み 飯 田 昌 弥	代表取締役会長、取締役会議長 【経営全般】	100% (17回/17回)	14年
2	再任 さ か い り よ し かず 坂 入 良 和	代表取締役社長 社長執行役員、 指名委員会委員 ^{※3} 、報酬委員会委員 ^{※3} 【経営全般、研究開発、内部統制】	100% (17回/17回)	3年
3	再任 た な べ かず はる 田 邊 和 治	取締役 【事業全般、品質保証】	100% (17回/17回)	9年
4	再任 よ ね や ま み さ お 米 山 操	取締役 執行役員 企画管理本部長 【企画管理、リスク管理、コンプライアンス、調達】	100% (13回/13回)	1年
5	再任 独立 社外 お お む ら や す じ 大 村 康 二	社外取締役（独立役員）、特別委員会委員 ^{※4} 、 指名委員会委員長 ^{※3} 、報酬委員会委員長 ^{※3}	100% (17回/17回)	5年
6	再任 独立 社外 み や が わ り か 宮 川 理 加	社外取締役（独立役員）、特別委員会委員 ^{※4} 、 指名委員会委員 ^{※3} 、報酬委員会委員 ^{※3}	100% (17回/17回)	4年

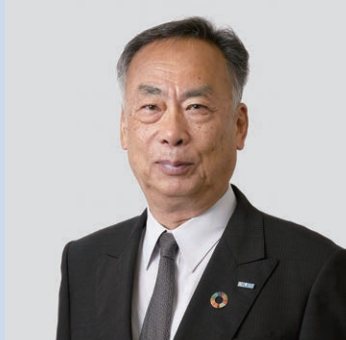
※1：取締役会への出席状況は2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）中に開催された取締役会への出席状況を表しています。
米山操氏は、2024年6月27日（第73回定時株主総会の会日）に就任したため、出席対象となる回数がほかの監査等委員でない取締役候補者と異なっております。

※2：本株主総会終結時点での期間となります。

※3：当社は、監査等委員会設置会社ですが、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

※4：「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）」の特別委員会の委員となります。

候補者番号 1



い い だ ま さ み
飯 田 昌 弥

生年月日

1957年2月24日

年齢

満68歳

性別

男性

所有する当社株式数

31,383株

取締役在任期間

14年

取締役会への出席状況

100% (17回／17回)

再任

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年4月 当社入社
2003年12月 当社生産事業部 滋賀工場長
2006年6月 当社執行役員 生産事業部 滋賀工場長
2006年10月 当社執行役員 生産事業部 副事業部長
2009年6月 当社執行役員 軸受事業部 副事業部長
2010年6月 当社上席執行役員 軸受事業部 副事業部長
2011年6月 当社取締役 上席執行役員 軸受事業部 副事業部長
2011年7月 当社取締役 上席執行役員 軸受第一事業部長
2013年4月 当社取締役 上席執行役員 企画管理本部 副本部長
2014年1月 当社取締役 上席執行役員 生産革新センター長
2015年4月 当社取締役 上席執行役員 企画管理本部長
2016年6月 当社取締役 常務執行役員 企画管理本部長
2017年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2024年4月 当社代表取締役会長（現任）

監査等委員でない取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

飯田昌弥氏は、生産部門の現場責任者のほか、軸受事業部門及び企画管理部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、当社の代表取締役社長及び代表取締役会長の経験を通じて、中期経営計画を含めた当企業グループの経営課題に積極果敢に取り組んでまいりました。これらの経験から経営への貢献が期待できるものと考えております。

このため、当社監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2



さか いり よし かず
坂 入 良 和

生年月日

1966年8月10日

年齢

満58歳

性別

男性

所有する当社株式数

10,049株

取締役在任期間

3年

取締役会への出席状況

100% (17回／17回)

再任

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年4月 当社入社
2014年4月 当社軸受第二事業部 技術部長
2016年3月 Oiles India Private Limited 社長
2018年6月 当社執行役員 Oiles India Private Limited 社長
2018年10月 当社執行役員 企画管理本部 経営企画部長
2019年4月 当社執行役員 企画領域統括 兼 企画管理本部 経営企画部長
2021年4月 当社上席執行役員 企画領域統括 兼 企画管理本部 経営企画部長
2022年4月 当社上席執行役員 企画管理本部長 兼 企画領域統括 兼 企画管理本部 経営企画部長
2022年6月 当社取締役 上席執行役員 企画管理本部長 兼 企画領域統括 兼 企画管理本部 経営企画部長
2023年4月 当社取締役 執行役員 企画管理本部長 兼 企画領域統括 兼 企画管理本部 経営企画部長
2023年10月 当社取締役 執行役員 企画管理本部長 兼 企画領域統括
2024年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

監査等委員でない取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂入良和氏は、軸受事業部の自動車部門技術責任者としての経験に加え、当社インド子会社社長のほか、経営企画部門及び企画管理部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、2024年度からの中期経営計画の着実な遂行と当企業グループの経営課題に進取果敢に取り組み、強いリーダーシップを発揮しております。

このため、当社監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3



た な べ か ず は る
田 邊 和 治

生年月日

1962年 9月19日

年齢

満62歳

性別

男性

所有する当社株式数

30,245株

取締役在任期間

9年

取締役会への出席状況

100% (17回／17回)

再 任

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月 当社入社
1999年 6 月 Oiles Tribomet GmbH
(現 Oiles Deutschland GmbH) 社長
2008年 6 月 当社企画本部 経営企画部長
2010年 4 月 当社生産事業部 滋賀工場長
2011年 6 月 当社執行役員 生産事業部 滋賀工場長
2013年 5 月 当社執行役員 オイレスECO(株) 代表取締役社長
2015年 6 月 当社上席執行役員 オイレスECO(株) 代表取締役社長
2016年 6 月 当社取締役 上席執行役員 オイレスECO(株) 代表取締役社長
2017年 4 月 当社取締役 上席執行役員 免制震事業部長
2021年 4 月 当社取締役 常務執行役員 軸受事業部長
2023年 4 月 当社取締役 (現任)

監査等委員でない取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田邊和治氏は、長年にわたる欧州子会社社長としての経験に加え、経営企画部門及び生産現場の責任者のほか、建築機器事業部門のオイレスECO(株)の社長及び免制震事業部門並びに軸受事業部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験や高い能力と識見を活かし、当該部門の事業基盤の強化と価値向上に大きく貢献してまいりました。これらの経験から、経営への貢献が期待できるものと考えております。

このため、当社監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 4



よ ね や ま み さ お
米 山 操

生年月日

1963年4月20日

年齢

満62歳

性別

男性

所有する当社株式数

3,039株

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (13回／13回※)

再任

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2018年1月 当社入社 企画管理本部 総務部長
2021年4月 当社執行役員 企画管理本部 総務部長
2024年4月 当社執行役員 企画管理本部長
2024年6月 当社取締役 執行役員 企画管理本部長（現任）

監査等委員でない取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

米山操氏は、総務部門責任者としての業務経験に基づいたコーポレート・ガバナンスやサステナビリティ分野における専門性と豊富な知見に加え、財務企画分野に関する高い識見を持つとともに、積極的なIR及びSR活動を推進してまいりました。

これらの経験や能力から、経営への貢献が期待できるものと考えております。このため、当社監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

※米山操氏は、2024年6月27日（第73回定時株主総会の会日）に就任したため、出席対象となる回数がほかの監査等委員でない取締役候補者と異なっております。

候補者番号 5



おおむらやすじ
大村康二

生年月日

1954年2月14日

年齢

満71歳

性別

男性

所有する当社株式数

2,597株

取締役在任期間

5年

取締役会への出席状況

100% (17回／17回)

再任

独立

社外

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年 4 月 三井石油化学工業(株)（現 三井化学(株)）入社
2005年 6 月 同社執行役員 基礎化学品企画管理部長 兼 原料購買部長
2009年 6 月 同社常務取締役 経営企画部長、中国総代表
2011年 6 月 同社専務取締役 経営企画／ニュービジネス推進／レスポンシブル・ケア担当
2013年 4 月 同社代表取締役副社長 執行役員 生産・技術本部長、SCM／物流／購買担当
2016年 6 月 同社副社長執行役員 基盤素材事業本部長
2018年 4 月 同社社長特別補佐 ベトナム・プロジェクト担当
2019年 4 月 同社特別参与
2020年 4 月 同社参与〔2020年6月退任〕
2020年 6 月 当社社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

2021年 6 月 群栄化学工業(株) 社外取締役（現任）

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大村康二氏は、長年にわたる会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及びこれまで取締役会において発言された意見・助言、さらには任意の指名委員会委員長・報酬委員会委員長として当期中に開催されたすべての当該委員会に出席し、適宜適切な意見・提言をおこなっております。また、上記の経験及び知見をもとに、当社経営の監督機能強化及び公正性の確保・向上に貢献しております。

このため、当社監査等委員でない社外取締役として当企業グループの経営に有用な意見・助言が期待できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 6



みやがわ りか
宮川理加

生年月日

1960年8月26日

年齢

満64歳

性別

女性

所有する当社株式数

24,000株

取締役在任期間

4年

取締役会への出席状況

100% (17回／17回)

再任

独立

社外

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月 富士通マイコンシステムズ(株) 入社
1985年 4 月 富士通オーエー(株) 入社
1989年11月 川崎航空サービス(株)（現 ケイラインロジスティックス(株)）入社
2013年 7 月 同社BPI推進室長 兼 内部監査室長
2014年 7 月 同社BPI推進室長
2016年 6 月 同社取締役（BPI推進室・情報システム部担当）
[2019年6月退任]
2021年 6 月 当社社外取締役（**現任**）

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮川理加氏は、会社役員として経営を担った知識・経験及び法令遵守体制の整備をはじめ、情報システム分野における高度な専門性と豊富な知識・経験を有しており、これまで取締役会において発言された意見・助言に加え、DXやHRの観点からも同氏の経験と識見がコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと考えております。また、任意の指名委員会委員・報酬委員会委員として当期中に開催されたすべての当該委員会に出席し、適時適切な意見・提言をおこなっております。

このため、当社監査等委員でない社外取締役として当企業グループの経営に有用な意見・助言が期待できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員でない社外取締役候補者に関する事項は次のとおりです。
- ①候補者 大村康二氏及び宮川理加氏は、監査等委員でない社外取締役候補者であります。現在、社外取締役である各候補者の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、大村康二氏が5年、宮川理加氏が4年となります。
 - ②両氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受け取る予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③両氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - ④両氏は、いずれも過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - ⑤両氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第27条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、両氏との間で継続する予定であります。
 - ⑥当社は、両氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員でない取締役を含む被保険者の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が監査等委員でない取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

監査等委員会の意見

監査等委員会は、本議案の監査等委員でない取締役候補者選任について、任意の指名委員会での審議内容や各候補者に期待するスキル等を評価のうえ、審議をおこないました。

その結果、選任における手続きに特段の指摘すべき事項はなく、監査等委員でない取締役候補者選任は相当であると判断いたしました。

【ご参考】

＜当社取締役会の構成と特に期待するスキル（第2号議案承認可決後）＞

当企業グループにおける経営方針・経営戦略等を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、取締役会に必要な専門性や経験等を下表のとおりと認識しております。また、当企業グループの取り巻く経営環境や経営課題、中期経営計画等も踏まえながら、取締役会が備えるべき知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模等を加味し、適切な構成について適宜見直してまいります。

候補者 番 号	氏 名	地位及び担当	就任予定の 諮問委員会		特に期待するスキル								
			指名	報酬	企業 経営	財務/ 会計	法務/ リスク	技術/ 研究開発 /生産	マーケ ーティング	グロー バル	IT/DX	サステナ ビリティ	HR
1	い い だ ま さ み 飯 田 昌 弥	代表取締役会長 取締役会議長 【経営全般】			●	●	●	●					
2	さ か い り よ し かず 坂 入 良 和	代表取締役社長 社長執行役員 【経営全般、研究開発、 内部統制】	○	○	●	●	●	●		●			●
3	た な べ か ず ほる 田 邊 和 治	取締役 【事業全般、品質保証】					●	●	●	●		●	
4	よ ね や ま みさお 米 山 操	取締役 執行役員 企画管理本部長 【企画管理、リスク管理、 コンプライアンス、調達】				●	●				●	●	●
5	お お む ら や す じ 大 村 康 二	独立社外取締役 特別委員会委員	◎	◎	●		●	●	●	●			
6	み や が わ り か 宮 川 理 加	独立社外取締役 特別委員会委員	○	○	●		●				●		●
－	み や ぎ き さとし 宮 崎 聡	取締役 常勤監査等委員				●	●					●	●
－	ま え だ たつ ひろ 前 田 達 宏	独立社外取締役 監査等委員 特別委員会委員	○	○	●	●	●						
－	さ か き げ ら たけ お 榊 原 健 郎	独立社外取締役 監査等委員 特別委員会委員			●	●	●		●				●

- (注) 1. 上記地位の記載内容は、各監査等委員でない取締役候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。
2. ●印が付されている項目は、各取締役会に特に期待するスキルであり、すべての知識や経験を表すものではありません。
3. ○印が付されている項目は、就任予定の諮問委員会となります。◎印が付されている項目は、委員長となります。

＜執行役員＞

地 位	氏 名	担 当
執行役員	おく 奥 津 清 文	ユニプラ(株) 代表取締役社長
執行役員	せき 関 根 敏 彦	一般軸受事業部長
執行役員	お 尾 崎 光	自動車軸受事業部長
執行役員	ます 増 田 耕 一	免制震事業部長
執行役員	つじ 辻 宏 始	生産事業部長
執行役員	と や ば 外谷場 良	オイレスECO(株) 代表取締役社長

(注) 取締役を兼務する執行役員は＜当社取締役会の構成と特に期待するスキル（第2号議案承認可決後）＞に記載しております。

指名に関する方針

当社取締役会は、取締役会の実効性を実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物を、経営陣幹部（取締役・執行役員）として選任します。

監査等委員でない取締役・執行役員は、各部門における専門的な知識を有し、秀でた能力が認められることを基本とし、経営判断能力、先見性、洞察力、リーダーシップ、人格、並びに心身の健康状態などで評価し、選任します。

監査等委員である取締役は、その職務に必要なとなる財務・会計・法務等の知見を有する者を選任します。

また、取締役・執行役員は、1) 重大な法令違反、コンプライアンス違反に該当する行為が認められたとき 2) 反社会的勢力との関係が認められたとき 3) 職務懈怠による著しい企業価値毀損を招いたとき は解任事由に該当するものとします。

指名に関する手続き

経営陣幹部の指名手続きについては、独立性、客観性、透明性ある手続きを確立するため、2018年10月25日開催の取締役会において、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会を設置いたしました。これにより、経営陣幹部の指名について、指名委員会への諮問・答申のプロセスを経たうえで、取締役会において決定しております。また、当該内容における審議プロセスの妥当性等については、取締役会の決定前に監査等委員会においても審議がなされ、株主総会議案として取締役候補者を付議する体制を整えました。

なお、監査等委員である取締役（補欠の監査等委員である取締役を含みます。）の選任に関する議案を株主総会に提出する場合は、事前に監査等委員会の同意を得ることとしております。

第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の増額の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年6月28日開催の第67回定時株主総会においてご承認をいただき（以下、「原決議」といいます。）、取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入いたしました。また、2024年6月27日開催の第73回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、原決議の本制度に係る報酬枠を廃止し、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、本議案では総称して「取締役等」といいます。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて導入することについて、ご承認いただき、今日に至っております。

本制度は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

今般、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を一層高めることを目的に、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）の報酬等の種類ごとの比率の目安において非金銭報酬等（本制度）の比率を高めるため、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を39,520ポイント（うち、取締役分として21,840ポイント）から52,130ポイント（うち、取締役分として34,450ポイント）に増額することについてご承認をお願いするものであります。

当社は、26頁【ご参考】に記載のとおり、本議案が原案どおり承認可決されることを効力発生の条件として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を改定いたしました。

本議案の内容は、改定後の同方針に沿ったものであり、当社としては、本議案の内容は相当であるものと考えております。

なお、本議案は、2025年度の業績に基づき付与するポイント数からその効力を生ずるものといいたします。

なお、本制度の対象となる取締役等の員数は、第2号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、10名（うち監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）4名）となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

従前の本制度の内容を見直いたします。（現行の本制度からの主な見直し箇所は下線のとおりです。）

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が、本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員

(3) 信託期間

2018年8月から本信託が終了するまでといたします。なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。

(4) 信託金額

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付をおこなうため、本信託による当社株式の取得を目的として、当初対象期間において約276百万円の金銭を拠出し、2018年8月27日に119,000株を取得しております。さらに、当社は、本制度の継続に当たり将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、約206百万円の金銭を拠出し、2025年5月26日に96,600株を取得いたしました。

また、2024年6月27日開催の第73回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託として存続させております。

本制度が終了するまでの間、今後の各対象期間において、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付をおこなうために必要な株式数を合理的に

見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することといたします。但し、かかる追加拠出をおこなう場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前まで各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することといたしますので、残存株式等を勘案したうえで追加拠出額を算出するものいたします。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行はおこないません。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、52,130ポイント（うち、取締役分として34,450ポイント）を上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（但し、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等がおこなわれた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整をおこないます。）。

下記(7)の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数といたします（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締

役等は、所定の受益者確定手続をおこなうことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。但し、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付をおこなうために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、解任された場合、在任中に善管注意義務又は忠実義務に違反した場合は、給付を受ける権利を取得できないことといたします。取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（但し、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等がおこなわれた場合には、その比率等に応じて合理的な調整をおこないます。）を基礎といたします。

また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額といたします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取り扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取り扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【ご参考】

当社は、第3号議案「取締役等に対する業績連動型株式報酬等の増額の件」が原案どおり承認可決されることを効力発生条件として、2025年3月26日開催の取締役会において、以下のとおり、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の改定を決議いたしました（電子提供措置事項（交付書面）に記載の「事業報告 2.会社の現況 (3)会社役員の状況 ②取締役及び監査役の報酬等 2）決定方針の内容の概要」に記載している事業報告上の同方針からの改定箇所を下線で示しています。）。

a) 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益等と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された範囲内で決定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位及び職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるもの（以下、本方針において「非業務執行取締役」という。）を除く。）の報酬は、固定報酬、業績連動報酬（賞与）、業績連動型株式報酬により構成し、非業務執行取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみといたします。

b) 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、本人の能力、計画達成に向けての意欲と関与の程度、成果、業績に対する貢献度合、今後担うべき役割等を総合的に勘案して、役員規程に基づき毎月1日から末日までの月額報酬を従業員給与支払日と同日に支給いたします。

c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役（非業務執行取締役を除く。）の業績連動報酬等は、各連結会計年度の業績を反映するという観点から、親会社株主に帰属する当期純利益を主な指標として用いたうえで、職責と成果を反映させた額を業績連動報酬（賞与）として定時株主総会終結の日から1週間以内に支給いたします。

非金銭報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬（賞与）とは別枠として、取締役等（非業務執行取締役を除く、執行役員を含む。）を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）とし、その

指標は中長期的な業績向上に資するという観点から中期経営計画で定めた連結営業利益といたします。また株式報酬の決定は、事業年度ごとに役員株式給付規程に基づき、役位と指標達成度等を勘案してポイントを定め、対象者に付与する方法でおこないます。対象者が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時といたします。

- d) 固定報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（非業務執行取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討いたします。取締役会は報酬委員会へ諮問し、答申を得たうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役社長に委任いたします。委任を受けた代表取締役社長は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

なお、取締役（非業務執行取締役を除く。）の報酬等の種類ごとの比率の目安は、固定報酬：業績連動報酬等（賞与）：非金銭報酬等（株式給付信託）＝55：25：20といたします。

非業務執行取締役に対しては、上記a) のとおり、固定報酬のみを支給するものといたします。

- e) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議により委任された代表取締役社長が決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。代表取締役社長は、報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、報酬委員会の答申内容を尊重し、株主総会において決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に係る事項の範囲内において、本決定方針に基づいて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定いたします。なお、業績連動型株式報酬については役員株式給付規程に従います。

以 上

事業報告

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

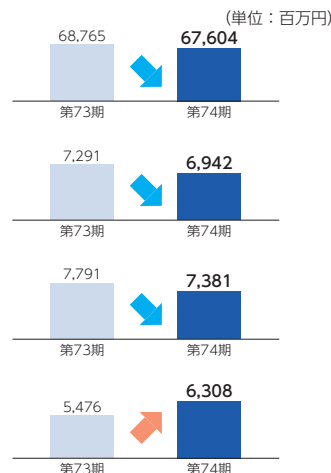
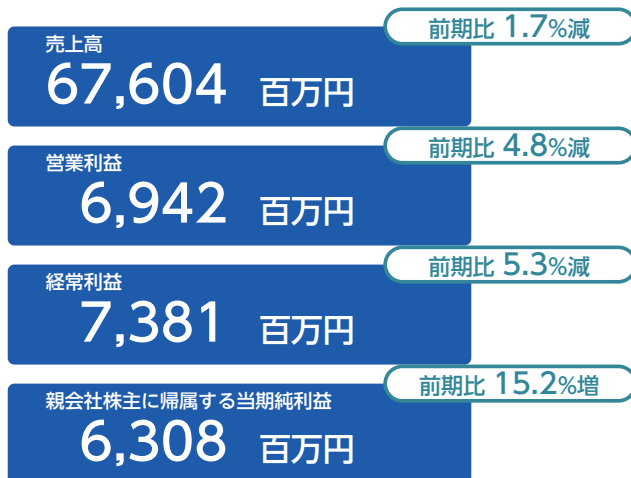
1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

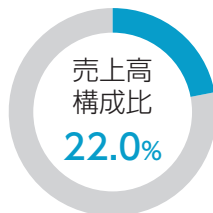
① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当企業グループを取り巻く経済環境は、個人消費やインバウンド需要が回復し、設備投資等が堅調に推移する一方、世界的な金融引き締めや中国経済など海外景気の下振れリスク、不安定な国際情勢への懸念、米国の今後の政策動向等から、依然として不確実性の高い状況が継続しました。このような環境の中、当企業グループでは長期ビジョンとして「OILES 2030 VISION」を掲げ、この長期ビジョンに向かう3年間として“中期経営計画2024-2026”をスタートし、事業成長を牽引するための積極的な設備投資、その成長を支える社内基盤や経営インフラの高度化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は67,604百万円（前期比1.7%減）、営業利益は6,942百万円（前期比4.8%減）、経常利益は7,381百万円（前期比5.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,308百万円（前期比15.2%増）となりました。

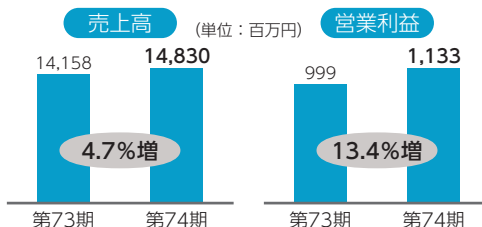


一般軸受機器



売上高 14,830 百万円

営業利益 1,133 百万円



成形機や工作機械向け軸受の需要回復が売上を押し上げたことに加えて、半導体製造装置や再生可能エネルギー向けの拡販が進み、前年同期を上回る売上高、利益となりました。

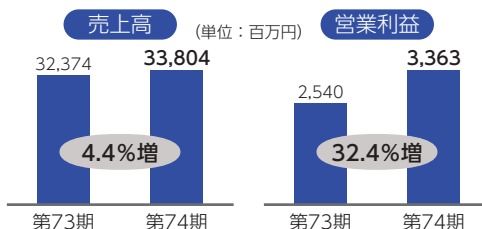


自動車軸受機器



売上高 33,804 百万円

営業利益 3,363 百万円



国内の一部自動車メーカーの生産停止の影響を受けた一方、海外は北米、中国、インド等で日系顧客に加え、非日系顧客を含む拡販が進んだこと等により、前年同期を上回る売上高、利益となりました。

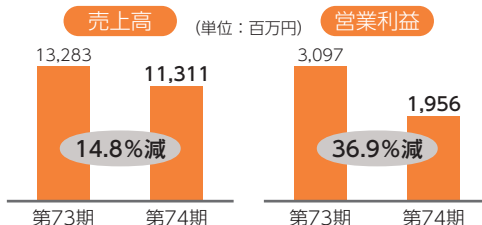


構造機器



売上高 11,311 百万円

営業利益 1,956 百万円

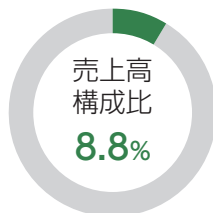


橋梁向け製品においては、高速道路や新幹線関連を中心に堅調に推移しました。建築向け製品は、ロジスティクスセンターや都市再開発物件向け等が完工したものの、人手不足等により予定していた物件の工期遅れが複数あり、構造機器セグメント全体では前年同期を下回る売上高、利益となりました。



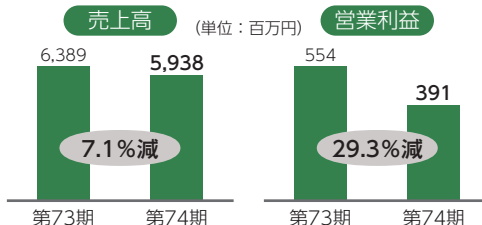
建築機器

OLIMP
オイルス ECO株式会社



売上高 5,938 百万円

営業利益 391 百万円



ウィンドウオペレーターのビル向けリニューアル物件の売上高は前年を上回るも、新規物件及び住宅向け製品は前期と比べて減少し、売上高、利益ともに前年同期を下回りました。



- ② 設備投資の状況
当連結会計年度の設備投資の総額は4,506百万円であります。その主な内容は、当社及び子会社の各工場での設備の取得などであります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第71期 2022年3月期	第72期 2023年3月期	第73期 2024年3月期	第74期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売 上 高	59,853	62,882	68,765	67,604
経 常 利 益	6,514	5,730	7,791	7,381
親会社株主に 帰属する 当期純利益	4,325	4,132	5,476	6,308
1株当たり 当期純利益	137円58銭	132円44銭	177円79銭	208円41銭
総 資 産	85,530	86,991	95,075	93,361
純 資 産	66,591	69,589	74,900	76,844
1株当たり 純 資 産	2,090円62銭	2,214円78銭	2,413円91銭	2,590円73銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当する会社はありません。
- ② 子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
オイレスECO株式会社	200百万円	100.0%	建築機器製品等の製造販売・施工及び保守・点検
オイレス西日本販売株式会社	46百万円	100.0%	軸受機器製品及び伝導装置用品の販売
オイレス東日本販売株式会社	20百万円	100.0%	軸受機器製品及び伝導装置用品の販売
ユニプラ株式会社	78百万円	100.0%	軸受機器・構造機器製品等及び合成樹脂製品の製造販売
株式会社リコーキハラ	138百万円	100.0%	軸受機器・構造機器製品等及び銅合金鋳造品の製造販売
ルービィ工業株式会社	92百万円	100.0%	軸受機器・構造機器製品等の製造販売
オーケー工業株式会社	25百万円	100.0%	軸受機器製品等の製造販売
株式会社免震エンジニアリング	10百万円	100.0%	免震・制震に関するエンジニアリングサービス
Oiles America Corporation	千米ドル 2,200	100.0%	軸受機器製品等の製造販売
Oiles Deutschland GmbH	千ユーロ 51	100.0%	軸受機器製品等の販売
Oiles Czech Manufacturing s.r.o.	千チェココルナ 100,000	100.0%	軸受機器製品等の製造販売
上海自潤軸承有限公司	千人民元 22,587	90.0%	軸受機器製品等の製造販売
自潤軸承（蘇州）有限公司	千人民元 75,543	100.0%	軸受機器製品等の製造販売
Oiles (Thailand) Company Limited	千バーツ 104,000	84.9% 間接0.1%	軸受機器製品等の製造販売
Oiles India Private Limited	千インドルピー 800,000	99.9% 間接0.1%	軸受機器製品等の製造販売
欧依鐳斯貿易（上海）有限公司	千人民元 2,180	間接100.0%	建築機器製品等の販売

(4) 対処すべき課題

当企業グループは経営理念「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」のもと、社会課題の解決を実現する3事業の成長戦略とともに、経営基盤の高度化とサステナビリティ課題への取り組み強化をすることにより、市場からの評価と企業価値向上の実現を目指します。

① OILES 2030 VISION及び中期経営計画2024-2026

1) 概要

経営理念や持続的な企業価値向上の実現に向け、当企業グループでは、2024年5月に“2030年のありたい姿”として新たな長期ビジョン「OILES 2030 VISION」を掲げ、2024年度を起点とする新たな“中期経営計画2024-2026”を策定いたしました。

OILES 2030 VISION

『サステナブルな社会の実現を、摩擦・摩耗・振動の技術+Xで貢献する』

目標とする経営指標

- ・営業利益率 15%以上
- ・ROE（自己資本当期純利益率） 10%以上

中期経営方針2024-2026

1. 次世代の飛躍成長を実現するために成長市場へ経営資源を全力投球
2. 業務改革と生産技術の追求によって全部門が生産性を向上する
3. すべてのステークホルダーに貢献する企業価値向上
4. 資本効率性を意識した財務運営

2) 2025年度以降の取り組み予定

(a)一般軸受機器

半導体製造装置等の成長性の高い分野への注力に加え、再生可能エネルギー市場への戦略製品の投入、積極展開をおこなっております。半導体製造装置等のエレクトロニクス分野においては、国内産業力強化が進む中国市場において非日系顧客を含む受注獲得を積極的に推し進めております。再生可能エネルギー分野では、北米市場においては水力発電所のメンテナンス需要の増加、インド・中国市場においては新設の揚水発電所建設による需要増加に対応すべく受注活動の強化をはかっております。

(b)自動車軸受機器

EVの普及や自動運転化に対応した製品開発と積極投資をおこない、新規案件の獲得を目指します。中国やインドといった成長市場を中心に受注拡大をはかっており、特に非日系顧客を中心に新規受注を拡大するべくグローバルで営業活動を展開しております。また拡大が見込まれる車載装置の電動化の潮流を的確に捉え、電動化に伴う新用途の開拓と新製品の開発、スペックインを積極的に推し進めてまいります。

(c)構造機器

増加するインフラリニューアル及び都市再開発や都市型データセンターへ採用される大型製品のシェア拡大をはかるとともに、人手不足等により物件が遅延、減少する中においても、売上・シェアを拡大するために市場創造型の新しい試みに積極的に挑戦してまいります。また、大型製品の需要に対応すべく足利工場の再編に取り組んでおり、2025年度は新出荷棟の完成を見込んでおります。

(d)建築機器

建築着工床面積の減少や労務費、資材等の原価が高騰する中においても、建築物の長寿命化要求の高まりとともに拡大するリニューアル市場、リフォーム市場への活動を強化することにより、収益性の向上に取り組んでまいります。

② 人的資本及びサステナビリティ課題への取り組み強化

成長戦略を支え企業の持続的成長を支えるには非財務資本のさらなる進化が重要との認識のもと、経営基盤の高度化を重点課題としております。特に、人的資本への取り組みとしては、従業員エンゲージメントが高まるよう人材育成やダイバーシティの推進、ワークライフバランス、健康経営の推進等に積極的に取り組んでおります。2024年10月には、従業員意識調査（年1回）も開始し、従業員エンゲージメントの推移や施策の効果を測定していくことで、実効性の高い施策を実行してまいります。

サステナビリティ課題への取り組みでは、当企業グループは2030年度までにCO₂総排出量を2013年度比46%削減という目標を2021年に定め、これに続いて2023年度からは当企業グループ全体で「2050年カーボン・ニュートラル」の実現を目標とし、積極的な設備投資を通じた自社設備によるCO₂排出量削減だけでなく、環境負荷低減を実現する製品や技術を社会に提供するという本業での環境対応についても、バイオマスプラスチック軸受の製品化や電動自動車、再生可能エネルギー、水素エネルギー分野などに向けた取り組みの強化を通じて推進しております。

(5) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前年度末比増減
軸受機器	1,542 (406) 名	7名減 (11名減)
構造機器	151 (34) 名	2名増 (6名増)
建築機器	134 (26) 名	3名減 (4名減)
その他	9 (0) 名	1名増 (―)
全社（共通）	233 (40) 名	12名増 (2名増)
合計	2,069 (506) 名	5名増 (7名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理・研究部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
817 (309) 名	4名増 (15名増)	44.5歳	17.6年

- (注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(6) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローン	1,095
合計	1,095

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をエージェントとする計5行からの協調融資によるものであります。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年6月27日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 153,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 33,300,505株 |
| ③ 株主数 | 15,642名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
東京中小企業投資育成株式会社	2,966,450	10.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）※	2,411,100	8.2
株式会社みずほ銀行	1,200,505	4.1
日本生命保険相互会社	969,600	3.3
川崎景介	829,641	2.8
オイレス東日本共栄会	812,229	2.8
オイレス従業員持株会	727,673	2.5
川崎景太	721,099	2.4
群栄化学工業株式会社	528,960	1.8
株式会社三菱UFJ銀行	387,336	1.3

- (注) 1. 当社は自己株式を3,798,664株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 なお、次頁の「⑥その他株式に関する重要な事項」に記載のBBTが保有する当社株式は自己株式には含めておりません。
2. ※印は、信託業務に係る株式を次のとおり保有しております。
 ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 2,411,100株

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

■取締役等に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	0株	0名
監査等委員でない社外取締役	0株	0名
監査等委員である取締役	0株	0名
監査役	0株	0名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、電子提供措置事項（交付書面）に記載の事業報告「2.会社の現況 (3)会社役員の状況 ②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

- 1) 株式給付信託を役員向け及び従業員向けにそれぞれ次のとおり導入しております。
なお、従業員向けのESOPにつきましては、2024年12月12日に終了しております。

a) BBT=Board Benefit Trust (業績連動型株式報酬制度)

2024年6月27日開催の第73回定時株主総会において、当社は監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員を対象に中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたBBTの導入を決議いたしました。

BBTは、あらかじめ取得した当社株式を中長期の業績達成度に応じて、対象となる監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に給付するものであります。なお、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員が株式の給付を受ける時期は原則として退任時になります。

2025年3月31日現在において、BBTの所有する株式は、95,680株であります。

b) ESOP=Employee Stock Ownership Plan (従業員持株会処分型)

2020年11月4日開催の取締役会において、従業員の福利厚生の増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、ESOPの再導入を決議いたしました。

ESOPは、「オイレス従業員持株会」及び「オイレスグループ従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、あらかじめ一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に持株会に売却いたします。

- 2) 当社従業員持株会を通じた譲渡制限付株式付与制度を次のとおり導入しております。

2021年12月22日開催の取締役会において、創立70周年にあたり、当社従業員に対して持株会を通じて譲渡制限付株式を付与する制度（持株会RS）の導入を決議いたしました。これを受け、2022年2月4日開催の取締役会決議を経て、以下のとおり自己株式の処分をおこないました。

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| a) 処分した日（譲渡制限期間） | 2022年3月30日（処分した日から2025年3月29日までの間） |
| b) 処分した株式の種類及び数 | 当社普通株式 60,060株 |
| c) 処分総額（処分価格） | 97,897,800円（1株につき1,630円） |
| d) 割当方法（割当先） | 第三者割当の方法による（オイレス従業員持株会） |

※譲渡制限期間満了日を受けて2025年3月31日にRS口から通常口への振替を完了しております。

3) 自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式の取得をおこなうことを決議し、以下のとおり実施いたしました。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| a) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| b) 取得した株式の総数 | 441,900株 |
| c) 株式の取得価格の総額 | 999,976,800円 |
| d) 取得期間 | 2024年5月17日から2024年6月21日まで(約定ベース) |
| e) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

2024年11月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式の取得をおこなうことを決議しました。また、2025年2月25日開催の取締役会において、株主還元の更なる拡充及び資本効率の向上のため、上記自己株式の取得の一部変更及び自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)による自己株式の買付について決議し、以下のとおり実施いたしました。

- | | |
|---------------|--|
| a) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| b) 取得した株式の総数 | 1,306,200株 |
| c) 株式の取得価格の総額 | 2,999,939,700円 |
| d) 取得期間 | 2024年11月14日から2025年4月17日まで(約定ベース) |
| e) 取得方法 | 自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)による買付
東京証券取引所における市場買付 |

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2025年3月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	飯田 昌弥	取締役会議長
代表取締役社長	坂入 良和	社長執行役員
取締役	田邊 和治	
取締役	米山 操	執行役員 企画管理本部長
社外取締役	大村 康二	群栄化学工業(株) 社外取締役
社外取締役	宮川 理加	
取締役 (常勤監査等委員)	宮崎 聡	
社外取締役 (監査等委員)	前田 達宏	前田達宏公認会計士事務所 代表
社外取締役 (監査等委員)	榊原 健郎	榊原健郎税理士事務所 代表 コマニー(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役 大村康二氏及び宮川理加氏並びに取締役（監査等委員） 前田達宏氏及び榊原健郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 社外取締役（監査等委員） 前田達宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、また、榊原健郎氏は、税理士の資格を有しており、各々財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実をはかり、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために宮崎聡氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・2024年4月1日付で飯田昌弥氏は代表取締役社長から代表取締役会長に、坂入良和氏は取締役から代表取締役社長にそれぞれ就任いたしました。
 - ・当社は2024年6月27日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 溝口勝広氏、須田博氏、前田達宏氏、榊原健郎氏の各氏は任期満了により退任し、このうち前田達宏氏、榊原健郎氏の両氏が監査等委員である取締役に就任しております。また、宮崎聡氏は2024年6月27日開催の第73回定時株主総会に基づき、同日付で取締役に任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及び当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、2024年6月20日開催の取締役会において、第73回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを効力発生の条件として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 決定方針の内容の概要

a) 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益等と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された範囲内で決定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位及び職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるもの（以下、本方針において「非業務執行取締役」という。）を除く。）の報酬は、固定報酬、業績連動報酬（賞与）、業績連動型株式報酬により構成し、非業務執行取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみといたします。

b) 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、本人の能力、計画達成に向けての意欲と関与の程度、成果、業績に対する貢献度合、今後担うべき役割等を総合的に勘案して、役員規程に基づき毎月1日から末日までの月額報酬を従業員給与支払日と同日に支給いたします。

c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役（非業務執行取締役を除く。）の業績連動報酬等は、各連結会計年度の業績を反映するという観点から、親会社株主に帰属する当期純利益を主な指標として用いたうえで、職責と成果を反映させた額を業績連動報酬（賞与）として定時株主総会終結の日から1週間以内に支給いたします。

非金銭報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬（賞与）とは別枠として、取締役等（非業務執行取締役を除く、執行役員を含む。）を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）とし、その指標は中長期的な業績向上に資するという観点から中期経営計画で定めた連結営業利益といたします。また株式報酬の決定は、事業年度ごとに役員株式給付規程に基づき、役位と指標達成度等を勘案してポイントを定め、対象者に付与する方法でおこないます。対象者が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時といたします。

d) 固定報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
 取締役（非業務執行取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討いたします。取締役会は報酬委員会へ諮問し、答申を得たうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役社長に委任いたします。委任を受けた代表取締役社長は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決意いたします。

なお、取締役（非業務執行取締役を除く。）の報酬等の種類ごとの比率の目安は、
 固定報酬：業績連動報酬等（賞与）：非金銭報酬等（株式給付信託）＝65：25：10
 といたします。

固定報酬	業績連動報酬等 (賞与)	
65%	25%	10%
	非金銭報酬等 (株式給付信託)	

非業務執行取締役に対しては、上記 a) のとおり、固定報酬のみを支給するものといたします。

e) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議により委任された代表取締役社長が決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。代表取締役社長は、報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、報酬委員会の答申内容を尊重し、株主総会において決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に係る事項の範囲内において、本決定方針に基づいて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決意いたします。なお、業績連動型株式報酬については役員株式給付規程に従います。

3) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	286 (21)	155 (21)	79 (-)	51 (-)	7 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	36 (14)	36 (14)	- (-)	- (-)	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (6)	24 (6)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	346 (41)	215 (41)	79 (-)	51 (-)	14 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2024年6月27日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役の支給人数及び報酬等は移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役（うち社外取締役）の支給人数及び報酬等は移行後の期間に係るものであります。なお、監査役4名のうち、2名が監査等委員である取締役に就任しております。
3. 上記には、2024年6月27日開催の第73回定時株主総会の終結の時を持って退任した監査役2名を含めております。また、当事業年度末日現在の当社役員の人数は取締役9名であります。

4) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議いただいております。

対象	監査等委員でない取締役	監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	監査等委員である取締役
報酬等の種類	金銭報酬	株式報酬 業績連動型株式報酬制度 (株式給付信託 (BBT))	金銭報酬
株主総会決議	2024年6月27日 第73回定時株主総会	2024年6月27日 第73回定時株主総会	2024年6月27日 第73回定時株主総会
内容の概要	年額350百万円以内 (うち、社外取締役分は 年額50百万円以内) ただし、使用人分給与は含まない	1事業年度当たり 合計21,840ポイントを上限 (給付に際し、1ポイント当たり 当社普通株式1株に換算)	年額70百万円以内
上記総会終結時点の 対象取締役の員数	6名 (うち、社外取締役2名)	4名	3名

- (注) 1. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の第63回定時株主総会において、年額350百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役の人数は8名であります。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役（社外取締役を除く。）の業績連動型株式報酬の額は、2018年6月28日開催の第67回定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で当初対象期間（2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度）について信託金の上限額を210百万円、以降3事業年度ごとに240百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役の人数は6名であります。
3. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第55回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時の監査役の人数は4名であります。

③ 社外役員の兼任状況及び主な活動状況等（2025年3月31日現在）

地位・氏名	出席状況	重要な兼職先	発言状況及び社外取締役役期待される役割に関して おこなった職務の概要等
社外取締役 大村 康二	取締役会100% (17回／17回)	群栄化学工業(株) 社外取締役 ^{※2}	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。取締役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び企画部門を通して培われた幅広い知見から、経営全般に関し有用な発言をおこなっております。また、指名委員会委員長及び報酬委員会委員長に就任し、就任以降に開催された各委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の執行役員を含む役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っており、取締役として選任時に期待した以上の役割を果たしております。さらに、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。
	—		
社外取締役 宮川 理加	取締役会100% (17回／17回)	—	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。取締役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び情報システム部門を通して培われた幅広い知見から、経営全般に関し有用な発言をおこなっております。また、指名委員会委員並びに報酬委員会委員に就任し、就任以降に開催された各委員会のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の執行役員を含む役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っており、取締役として選任時に期待した以上の役割を果たしております。さらに、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。
	—		
社外取締役 監査等委員 前田 達宏	取締役会100% (17回／17回)	前田達宏公認 会計士事務所 代表 ^{※2}	当事業年度において開催された取締役会17回のうち、監査役として4回、監査等委員として13回出席しました。経営会議等の重要な会議にも出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また、監査役会4回及び監査等委員会10回全てに出席し、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等をおこない、中立的な立場から客観的に監査意見を表明するなど、株主の利益ひいては会社の利益を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のための行動をしており、監査等委員としての職責を果たしております。さらに、指名委員会委員、報酬委員会委員及び特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。
	監査役会100% (4回／4回) ^{※1} 監査等委員会100% (10回／10回) ^{※1}		
社外取締役 監査等委員 榊原 健郎	取締役会100% (17回／17回)	榊原健郎税理士 事務所 代表 ^{※2} コマニー(株) 社外取締役 ^{※2}	当事業年度において開催された取締役会17回のうち、監査役として4回、監査等委員として13回出席しました。経営会議等の重要な会議等にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び企画部門を通して培われた幅広い知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また、監査等委員会10回全てに出席し、会社の事業・財務・組織等に関する知識や経営課題への認識を深め、適正な監査視点並びに中立的な立場から客観的に監査意見を表明するなど、株主の利益ひいては会社の利益を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のための行動をしており、監査等委員としての職責を果たしております。さらに、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。
	監査役会100% (4回／4回) ^{※1} 監査等委員会100% (10回／10回) ^{※1}		

※1：2024年6月27日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しているため、出席対象となる監査役会と監査等委員会を記載しております。

※2：当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
(7) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
(i) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意をした理由
監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなった結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるためにその必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、通期における業績と今後の業績予想を踏まえ、将来の経営基盤強化のための投資と株主の皆様への利益還元等を考慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を基本とし連結配当性向40%以上を目指してまいります。また、自己株式の取得についても、中長期的な成長のための内部留保を総合的に勘案し、市場動向を踏まえ、機動的な対応を検討してまいります。

なお、当社は株主の皆様の利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を期末の他に中間の年2回実施することができるよう定款に定めております。また、中間配当は、取締役会の決議によっておこなうことができる旨を定めております。

(6) コーポレート・ガバナンスに関する事項

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当企業グループでは、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、権限委譲による合理的かつ健全で透明度の高い経営体制及び組織を整備するとともに、必要な施策を実施し、当企業グループの発展と企業価値の向上をはかることを基本的な考えとしております。

同時に、投資家への情報開示の重要性も認識し、経営の透明性を高めるため適時適切な情報開示に積極的に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンス体制について

1) 体制の概要

当社は、迅速な経営の意思決定及び業務執行を可能とするとともに、取締役会における議決権等を有する監査等委員である取締役を置くことで取締役会の監督機能の強化をはかり、コーポレート・ガバナンスをより一層充実することを目的として、2024年6月27日開催の第73回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員でない取締役6名（うち社外取締役2名／本招集ご通知発送日現在）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名／本招集ご通知発送日現在）による体制となっております。

2) 取締役会の実効性評価

当社は、2015年度から毎年、各取締役の自己評価等に基づく取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、取締役会の機能向上をはかっております。2024年度の取締役会の実効性の評価については、昨年同様に取締役会の出席者である取締役それぞれにアンケートを実施し、その集計結果をもとに取締役会で分析・評価をおこなっております。当社といたしましては、取締役会の実効性をより高めるため、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実・強化に取り組んでまいります。

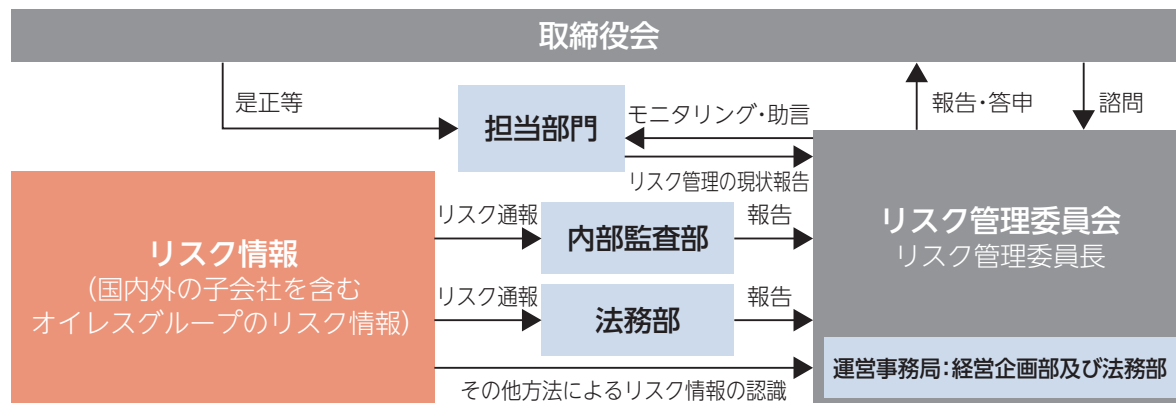
■取締役会の実効性に関する分析・評価の方法

以下の要領でアンケートを実施し、その結果を踏まえて、取締役会の実効性に関する分析・評価をおこないました。

実施方法	記名式アンケート方式
実施対象	2025年3月末時点で在籍の取締役（9名）
対象期間	2024年4月～2025年3月
評価項目	「取締役会の構成」「取締役会の実効性」「取締役会の運営」 「取締役会の議論のプロセス」「情報入手と支援体制」等

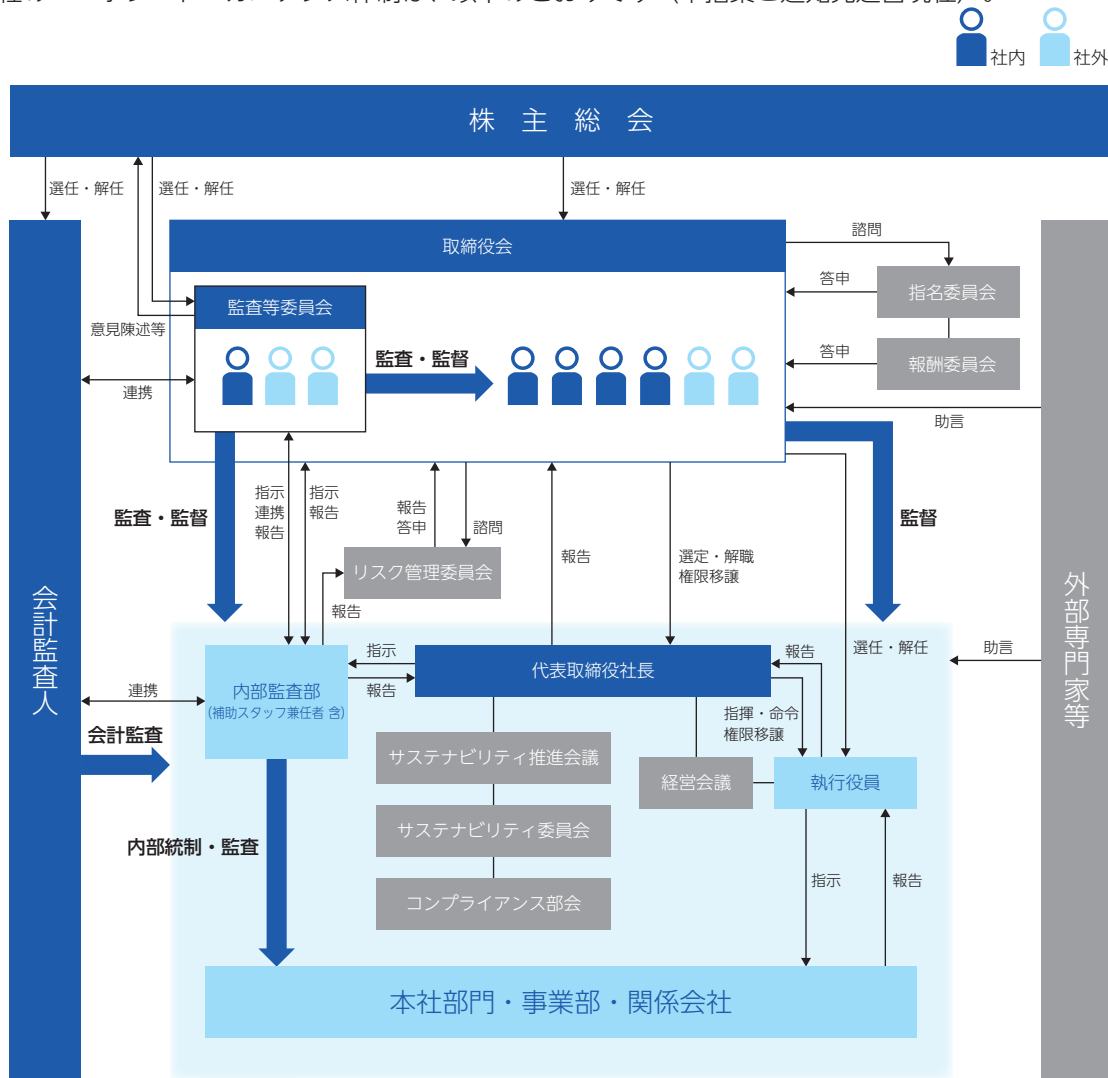
3) 活動状況

取締役会	会社の意思決定機関として、経営上の重要な事項について意思決定をおこなうとともに、取締役の業務執行に係る経営の監督をおこなう。 (原則毎月1回、決算月は月2回開催)
監査等委員会	取締役会及び執行機能の監査・監督をおこなう。 会計監査人、内部統制を含む内部監査部門と連携をはかる。(原則毎月1回開催)
指名委員会 (任意)	取締役及び執行役員の選任及び解任に関する事項、代表取締役及び役付取締役の選任及び解任に関する事項、業務執行取締役の職務分担に関する事項、後継者計画に関する事項等について審議をおこない、取締役会の諮問機関として取締役会へ答申する。 委員長：大村 康二（独立社外取締役） 委員：坂入 良和（代表取締役社長）、宮川 理加（独立社外取締役）、前田 達宏（独立社外取締役・監査等委員） 出席状況：委員全員100%（3／3回）※2024年度実績
報酬委員会 (任意)	取締役及び執行役員の報酬の構成・方針等に関する事項、取締役及び執行役員の個人別の報酬等に関する事項、執行役員の評価に関する事項等について審議をおこない、取締役会の諮問機関として取締役会へ答申する。 委員長：大村 康二（独立社外取締役） 委員：坂入 良和（代表取締役社長）、宮川 理加（独立社外取締役）、前田 達宏（独立社外取締役・監査等委員） 出席状況：委員全員100%（5／5回）※2024年度実績
サステナビリティ 推進会議	環境対応等の重要なCSR（ESG）課題について協議する機関。 中長期的な企業価値向上に資するサステナビリティ課題の把握と推進をおこなう。
リスク管理 委員会	当社の事業に関する様々なリスク洗い出し、予防、リスクが発生した場合の迅速かつ的確な対応及び再発の防止のための組織。

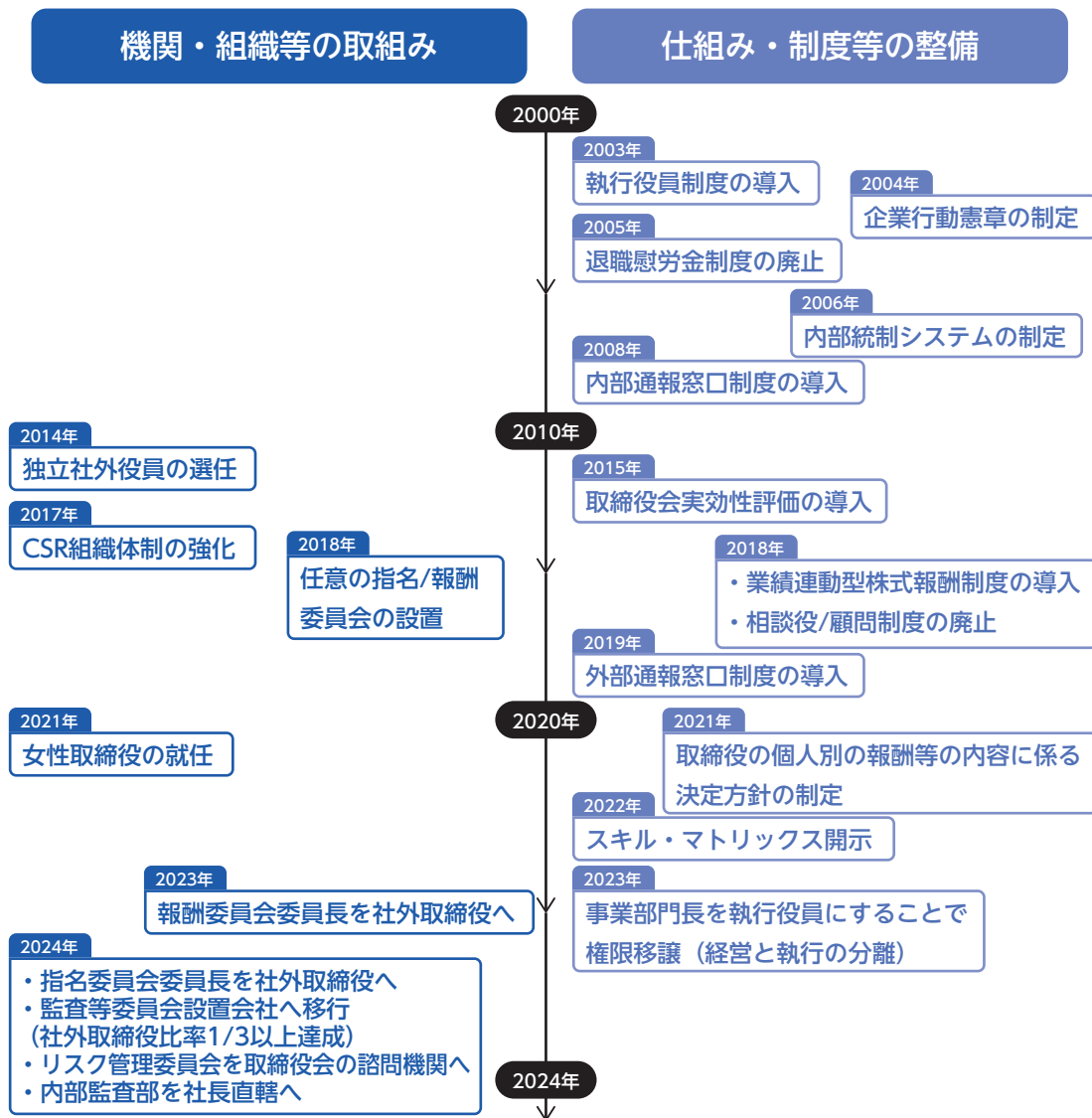


4) コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです（本招集ご通知発送日現在）。



5) コーポレート・ガバナンスの変遷図



(注)この事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率につきましては表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	25,203	支払手形及び買掛金	6,115
受取手形及び売掛金	19,176	1年内返済予定の長期借入金	1,095
商品及び製品	4,600	リース債務	87
仕掛品	4,638	未払費用	2,426
原材料及び貯蔵品	4,125	未払法人税等	627
その他	1,589	未払消費税等	94
貸倒引当金	△14	賞与引当金	1,367
		役員賞与引当金	108
流動資産合計	59,319	株主優待引当金	126
		その他	1,448
II 固定資産		流動負債合計	13,496
(1) 有形固定資産		II 固定負債	
建物及び構築物	11,290	リース債務	176
機械及び装置	5,246	繰延税金負債	1,198
工具、器具及び備品	1,750	役員退職慰労引当金	23
土地	2,976	役員株式給付引当金	209
リース資産	82	退職給付に係る負債	824
建設仮勘定	1,364	資産除去債務	42
その他	275	その他	545
有形固定資産合計	22,986	固定負債合計	3,020
		負債合計	16,516
(2) 無形固定資産		純資産の部	
無形固定資産合計	831	I 株主資本	
		資本金	8,585
(3) 投資その他の資産		資本剰余金	9,615
投資有価証券	7,545	利益剰余金	57,672
長期預金	20	自己株式	△7,743
繰延税金資産	640	株主資本合計	68,128
退職給付に係る資産	96	II その他の包括利益累計額	
その他	1,949	その他有価証券評価差額金	3,195
貸倒引当金	△27	為替換算調整勘定	5,505
投資その他の資産合計	10,224	退職給付に係る調整累計額	△646
固定資産合計	34,042	その他の包括利益累計額合計	8,054
資産合計	93,361	III 非支配株主持分	
		非支配株主持分合計	661
		純資産合計	76,844
		負債純資産合計	93,361

連結損益計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

科目		金額
I	売上高	67,604
II	売上原価	43,919
	売上総利益	23,685
III	販売費及び一般管理費	16,743
	営業利益	6,942
IV	営業外収益	
	受取利息	168
	受取配当金	237
	受取保険金	29
	デリバティブ評価益	68
	その他	253
		756
V	営業外費用	
	支払利息	10
	為替差損	221
	その他	85
	経常利益	7,381
VI	特別利益	
	投資有価証券売却益	850
	受取保険金	69
		920
VII	特別損失	
	固定資産処分損	78
	投資有価証券売却損	8
	システム障害対応費用	76
		163
	税金等調整前当期純利益	8,138
	法人税、住民税及び事業税	1,912
	法人税等調整額	△102
	当期純利益	6,329
	非支配株主に帰属する当期純利益	20
	親会社株主に帰属する当期純利益	6,308

貸借対照表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	14,564	買掛金	3,861
受取手形	207	短期借入金	4,395
電子記録債権	2,505	1年内返済予定の長期借入金	1,095
売掛金	10,815	リース債務	13
商品及び製品	1,698	未払金	598
仕掛品	3,577	未払費用	1,622
原材料及び貯蔵品	1,207	未払法人税等	293
短期貸付金	3,630	預り金	91
未収入金	91	賞与引当金	967
その他	951	役員賞与引当金	87
		株主優待引当金	126
		その他	304
流動資産合計	39,249	流動負債合計	13,455
II 固定資産		II 固定負債	
(1) 有形固定資産		リース債務	42
建物	7,532	退職給付引当金	163
構築物	284	役員株式給付引当金	209
機械及び装置	2,228	資産除去債務	39
車両運搬具	9	繰延税金負債	339
工具、器具及び備品	713	その他	266
土地	1,836	固定負債合計	1,060
リース資産	82	負債合計	14,515
建設仮勘定	1,179	純資産の部	
有形固定資産合計	13,868	I 株主資本	
(2) 無形固定資産		資本金	8,585
施設利用権	13	資本剰余金	
ソフトウェア	171	資本準備金	9,474
ソフトウェア仮勘定	25	資本剰余金合計	9,474
無形固定資産合計	210	利益剰余金	
(3) 投資その他の資産		利益準備金	570
投資有価証券	7,034	その他利益剰余金	
関係会社株式	6,824	研究開発積立金	1,650
長期貸付金	315	別途積立金	16,450
保険積立金	1,175	繰越利益剰余金	23,353
差入保証金	317	利益剰余金合計	42,024
前払年金費用	822	自己株式	△7,743
その他	144	株主資本合計	52,339
貸倒引当金	△1	II 評価・換算差額等	
投資その他の資産合計	16,633	その他有価証券評価差額金	3,106
固定資産合計	30,712	評価・換算差額等合計	3,106
資産合計	69,962	純資産合計	55,446
		負債純資産合計	69,962

損益計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

科目		金額
I 売上高		39,967
II 売上原価		26,454
売上総利益		13,512
III 販売費及び一般管理費		9,980
営業利益		3,531
IV 営業外収益		
受取利息	184	
受取配当金	2,439	
デリバティブ評価益	68	
その他	198	2,890
V 営業外費用		
支払利息	7	
為替差損	256	
その他	76	341
経常利益		6,081
VI 特別利益		
投資有価証券売却益	850	
受取保険金	69	920
VII 特別損失		
固定資産処分損	50	
投資有価証券売却損	8	
システム障害対応費用	76	135
税引前当期純利益		6,866
法人税、住民税及び事業税	1,085	
法人税等調整額	2	1,087
当期純利益		5,778

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

オ イ レ ス 工 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ			
東 京 事 務 所			
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 澄 直 史	
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	能 勢 直 子	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オイレス工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オイレス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

オ イ レ ス 工 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 山 澄 直 史
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 能 勢 直 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オイレス工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査等委員会監査計画、業務分担表に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備、運用状況について継続的な改善が図られていることを認めます。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人である、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人である、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

オイレス工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宮 崎 聡 ㊞

監 査 等 委 員 前 田 達 宏 ㊞

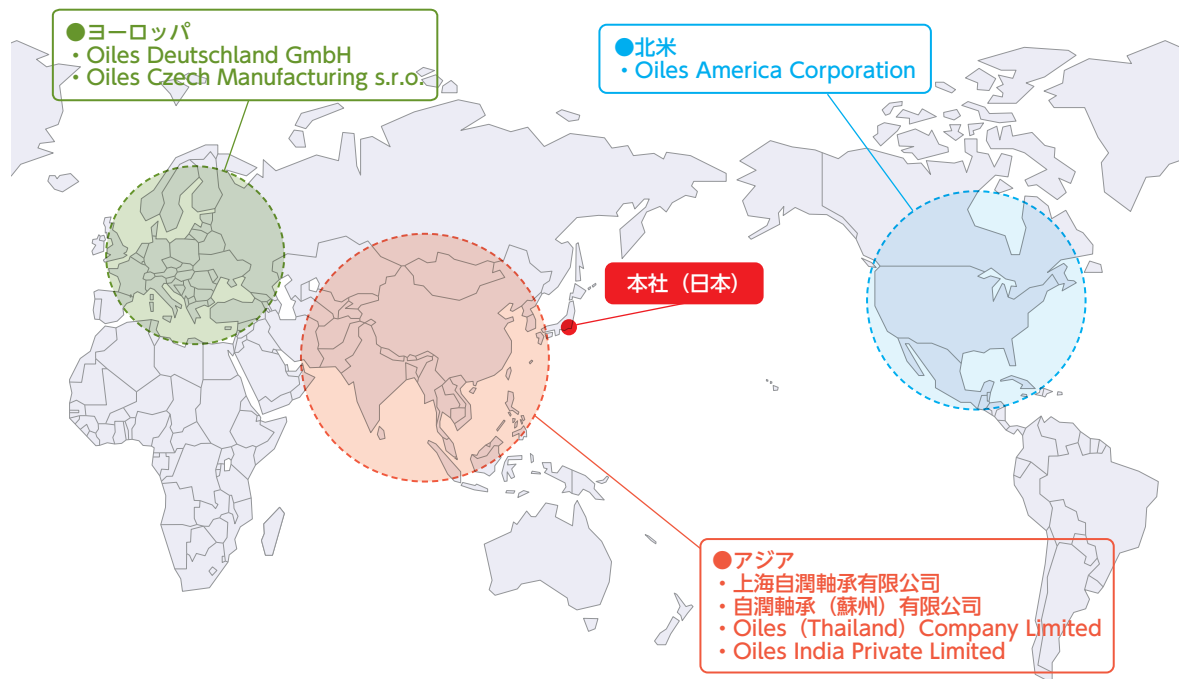
監 査 等 委 員 榑 原 健 郎 ㊞

- (注) 1. 監査等委員 前田達宏及び榑原健郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 2024年6月27日開催の第73回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2024年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

オイレスネットワーク

◆海外



◆国内

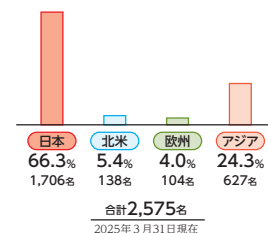
本社／生産拠点

- ・本社／藤沢事業場（神奈川）
- ・滋賀工場（滋賀）
- ・大分工場（大分）
- ・足利事業場（栃木）

関係会社

- ・オイレスECO(株)（東京）
- ・オイレス西日本販売(株)（大阪）
- ・オイレス東日本販売(株)（東京）
- ・(株)免震エンジニアリング（東京）
- ・ユニプラ(株)（埼玉）
- ・(株)リコーキハラ（新潟）
- ・ルービィ工業(株)（福島）
- ・オーケー工業(株)（滋賀）

地域別従業員構成比



株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日
 剰余金の配当基準日 3月31日（中間配当をおこなう場合は9月30日）
 定時株主総会 毎年6月下旬
 上場証券取引所 東京証券取引所 プライム市場（証券コード6282）
 単元株式数 100株

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社
 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
 電子公告（<https://www.oiles.co.jp>）
 公告方法 ただし、電子公告による公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載しておこないます。

【株式事務のお問い合わせ先】

	証券会社等で株式を保有されている場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）
住所変更、株式配当金受取方法の変更及びマイナンバーのお届け等のお問い合わせ	お取引の証券会社等にお問い合わせください。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部 WEBサイト（ https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html ） フリーダイヤル 0120-288-324（土・日・祝日を除く 9:00～17:00）
未払配当金、その他当社株式関係書類についてのお問い合わせ	右記みずほ信託銀行までお問い合わせください。	
ご 注 意		特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。株式の売買にあたっては、証券会社等に口座を開設し、株式の口座振替手続きをおこなっていただく必要があります。
株式等に関するマイナンバーのお届出のお願い	・株式等の税務関係のお手続きに関しては、マイナンバーのお届出が必要です。 ・お届出が済んでいない株主様は、上記お問い合わせ先へマイナンバーのお届出をお願いいたします。	

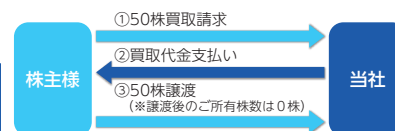
株式に関するご案内

■単元未満株式買取制度について

当社株式の証券市場での取引は100株（1単元）単位となっているため、単元未満株式（1～99株）は、市場で売買することができませんが、以下のお手続きによって市場価格で売却（現金化）することができます。

なお、当社は単元未満株式の買増制度は採用しておりません。

（具体例：50株ご所有の場合）



《買取請求に関するお問い合わせ先》

証券会社等の口座に記録された株式

→お取引の証券会社へ

特別口座に記録された株式

→株主メモに記載のみずほ信託銀行証券代行部へ

■特別口座から証券会社等の口座への振替について

株券電子化に伴って、証券会社等を通じて証券保管振替機構に株券を預託されなかった株主様の株式は、株主様の権利を守るため、みずほ信託銀行に開設された特別口座に記録されています。

特別口座にて管理されている株式100株以上を市場で売却するには、右図のとおりお手続きが必要です。

（具体例）



《特別口座の口座振替に関するお問い合わせ先》

みずほ信託銀行証券代行部

※詳細は株主メモをご参照ください。

※特別口座とは、株券電子化（2009年1月5日）前に、証券保管振替機構に株券を預託されなかった株式を管理するために、当社がみずほ信託銀行に開設した口座です。

株主総会 会場ご案内図

会場

オイレス工業株式会社

藤沢事業場 R&D棟 4階 多目的ホール
神奈川県藤沢市桐原町8番地
電話 0466-44-4901(代表)



交通

小田急江ノ島線・相鉄いずみ野線・横浜市営地下鉄「湘南台」駅下車
＊東口バスターミナル4番のりば、神奈川中央交通バス
「桐原工業団地循環 湘南台駅西口行」(湘13系統) 約8分「団地中央」下車
(湘南台駅標準発車時刻：9時10分)
↑ダイヤ改正に伴い9時30分発のバスは現在運行していません。ご注意ください。
又は東口バスターミナル4番のりば、神奈川中央交通バス
「文化体育館前行」(湘15系統) 約7分「石川六丁目」下車
(湘南台駅標準発車時刻：9時5分)
＊タクシーでご来場いただく場合は、西口からご乗車ください。

湘南台駅東口バス乗り場案内



株主の皆さまの
声をお聞かせください

コエキク

<https://koekiku.jp>

アクセスキー



株主アンケートにご回答いただいた方の中から

抽選で**500円**分のギフト券を
プレゼント!

本アンケートは、株式会社プロネクサスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。
アンケートのお問い合わせ「コエキク事務局」 koekiku@pronexus.co.jp



当社 藤沢事業場
R & D棟



※株主総会当日にご出席の株主様へのお土産をご用意していません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。